

「にいがた市民文学」運営委員会設置要綱

(要 旨)

第1条 この要綱は、「にいがた市民文学」発刊事業を推進し、その適正な運営を図ることを目的とした「にいがた市民文学」運営委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は次の委員で構成する。

2 運営委員は8名とする。

3 委員は文芸文学に関する専門知識を有する者、学識経験者、関係団体代表者のうちから市長が依頼する。

(所掌事務)

第3条 運営委員は次の事務を所掌する。

(1) 事務の企画及び運営についての審議

(2) 入賞入選作品の選考

(3) 選後評の執筆

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは任期を更新することができる。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員長は委員会の会議を主宰し、会務を総理する。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、新潟市文化スポーツ部文化政策課で処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。